平成２４年（フ）第８３１号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4385番地１ビアン・ガーデンⅡ102号
債務者　山村　奈々
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８４３号
福岡県筑紫野市二日市中央１丁目３番23号安武惠美様方
債務者　小島　洋介
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８４４号
福岡県筑紫野市二日市中央１丁目３番23号安武惠美方
債務者　小島　百代
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８４５号
福岡市南区弥永団地56番402号
債務者　小野　照征
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８４６号
福岡市中央区渡辺通５丁目15番４－１号
債務者　向井　惠美
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８５４号
福岡県糟屋郡粕屋町原町３丁目10番28号テンハイツ103号
債務者　木原　千恵（旧姓鬼木）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８６２号
福岡市東区青葉２丁目14番７―303号
債務者　西田　卓生
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８６３号
福岡市東区青葉２丁目14番７―303号
債務者　西田　絹江
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８８６号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目21番14号　二日市コーポＢ202号
債務者　松本　重實
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８９２号
福岡市南区若久６丁目20番29号
債務者　永島由美子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８９５号
福岡市中央区高砂１丁目16番33号
債務者　篠原　幸典
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇46番地の５コーポはねやま２
債務者　小野　康子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１８号
大分県日田市大字大肥2522番地１
債務者　石井　俊政
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第３２１号
京都市南区西九条開ケ町206番地１　ＢｅＹ’ｚ201、申立時の住所京都市南区久世上久世町805番地161
債務者　江上　文彦
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４８６号
京都市北区大宮玄琢北東町１番地19
債務者　本郷染色こと　本郷九二一
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１２号
京都府京田辺市草内大切36番地３
債務者　石井　　博
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５７０号
京都市上京区油小路通下立売上る近衛町160番地　ライオンズマンション烏丸西202号
債務者　山岸　純子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係